ハ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車

ニ　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二十五　（略）

2～179　（略）

180　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えた自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）又は外部から蓄電装置を充電する機能を有している電気式ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、同別添の過渡試験サイクル及び傾斜付き定常試験サイクルに係る規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和九年八月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、令和四年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和六年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに第三号に掲げる自動車を除く。）

二　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたもの

三　令和十二年八月三十一日以前に製作された車両総重量が七・五トンを超え専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の輸入された自動車以外の自動車（令和四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条又は第四条の二の規定を適用しないものとされたもの

181～187　（略）

188　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・五・の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表　（略）

189　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

ハ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車

ニ　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二十五　（略）

2～179　（略）

180　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えた自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）又は外部から蓄電装置を充電する機能を有している電気式ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、同別添の過渡試験サイクル及び傾斜付き定常試験サイクルに係る規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和八年九月三十日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、令和四年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和六年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに第三号に掲げる自動車を除く。）

二　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和八年九月三十日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたもの

三　令和十一年九月三十日以前に製作された車両総重量が七・五トンを超え専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の輸入された自動車以外の自動車（令和四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条又は第四条の二の規定を適用しないものとされたもの

181～187　（略）

188　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和八年十月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・五・の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表　（略）

189　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示